

甲北地区少年野球連盟規約書

第1章 総則

第1条（目的）

甲北地区少年野球連盟は神戸市北区を中心とした少年達が野球活動を通じて「友情・協力・団結する心」、「何ものにも負けない勇氣」、「強い身体」を育成する事を目的とした運営を行うものである。

第2章 組織と運営

第2条（会長及び役員）

会長1名、副会長2名、会計1名、会計監査1名、事務局長1名、副事務局長2名、事務局若干名（各団体1名）審判長1名、副審判長1名、審判員若干名（各団体1名）を置く。

第3条（名誉会長及び顧問）

必要に応じて名誉会長、顧問を置くことができる。

第4条（役員等の任期）

役員等の任期は2年間とする。ただし、留任あるいは交代は妨げないものとする。

第5条（審判団）

各チームより登録された審判員をもって構成する。ただし、審判長が認めた者についても審判団の構成員とする。

第6条（役員会）

会長（必要に応じて副会長）は本運営のために役員会を召集することができる。

第7条（総会）

- 1 全役員並びに各参加チームの指導者の構成による総会を年1回開催する。
- 2 必要に応じて前項の構成員をもって臨時総会を開催する事が出来る。

第8条（活動）

- 1 本連盟の定期的野球活動は、総会で承認を得た年間行事を開催する。
- 2 会長、役員及び参加チームの指導者の要請により、過半数の賛成の場合、必要に応じて野球大会を開催することができる。

第9条（相互協力）

各チームの指導者は、野球活動の使用球場の準備、整理について相互に協力するものとする。

第3章 チーム

第10条（指導者）

各チームに部長、監督、コーチを置き、少年達の精神的、技術的指導を行う。

第11条（登録）

- 1 各団体の部長は部員を編成し、連盟に年間登録を申請し、承認を受ける。
- 2 各チームの部長は、野球大会開催前に連盟に部員登録を申請し、承認を受ける。

第12条（会費等）

- 1 第11条の1の申請の時は各団体から年間登録費を集める。

- 2 第11条の2の申請の時は各チームから大会参加費を集める。
- 3 会長または役員会において必要と認めた場合、別途特別会費を集めることが出来る。

第13条（新規参加チーム）

第1条に該当する地域で、新チーム結成後本連盟に参加を申請された場合、役員会は、種々検討協議し当申請の可否を決定する。

第14条（登録の取り消し）

役員会または総会において参加チームが本連盟の基本方針に反したり、名誉を損なうような行為をした場合、当該チームの参加登録を取り消すことが出来る。

第15条（大会規定及びルール）

本連盟の開催する野球大会のルールは地区大会のルールに準じ、詳細については大会前に協議する。（別紙「大会規定」「ルール確認事項」参照）

第4章 雑則

第16条（細目）

本連盟野球大会の運営については、当規約の定める他は会長・他の役員の協議により定めるところによる。

（附則）

この規約は平成11年3月1日から施行する。

令和3年3月1日に改定する。（第2条（会長及び役員））